

I C Tサービス安心・安全研究会
個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG
(第1回会合 議事要旨)

平成27年1月8日

1 日時 平成27年1月8日(木) 10:00～12:00

2 場所 総務省8階 総務省第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

○構成員

新美構成員(主査)、大谷構成員、太田構成員、川出構成員、木村構成員、桑子構成員、
小林構成員、穴戸構成員、新保構成員、林構成員、長田構成員、森構成員

(欠席:宇賀構成員(主査代理)、佐伯構成員)

○オブザーバー等

日本インターネットプロバイダー協会(木村氏)、電気通信事業者協会(古賀氏、高田氏、
松井氏)、テレコムサービス協会(丸橋氏、三膳氏)、日本ケーブルテレビ連盟(山本氏)、
全国携帯電話販売代理店協会(直田氏)、日本データ通信協会 テレコム・アイザック推
進会議(小山氏)、日本マイクロソフト(久保田氏)、ヤフー(別所氏)、グーグル(李氏)、
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(犬童参事官)、消費者庁消費者制度課個人情
報保護推進室(前田政策企画専門官)、経済産業省商務情報政策局情報経済課(角田課長
補佐)

○総務省

吉田総合通信基盤局電気通信事業部長、高橋総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課
長、河内データ通信課長、吉田消費者行政課長、飯倉電気通信利用者情報政策室長、藤
波消費者行政課企画官、戸取消費者行政課課長補佐、渡邊消費者行政課専門職、柘植消
費者行政課専門職

4 議事

- (1) 開会
- (2) 構成員の紹介
- (3) 開催要綱について
- (4) 主査代理の指名

(5) 議事等の取扱いについて

(6) 議題

(1) ICTサービスにおける個人情報・利用者情報等の取扱いに関する現状と課題

(2) その他

(7) 閉会

5 議事要旨

(1) 開会

吉田総合通信基盤局電気通信事業部長より挨拶があった。

(2) 構成員の紹介

本WGの新美主査からご挨拶いただいた。

事務局から構成員・オブザーバ等の紹介が行われた。

(3) 開催要綱について

資料1に基づき、事務局から開催要綱の説明を行い、了承された。

(4) 主査代理の指名

開催要綱に基づき、新美主査より宇賀構成員が指名された。

(5) 議事等の取扱いについて

資料2に基づき、事務局から本WGの議事等の取扱いについて説明を行い、了承された。

(6) 議題

ア 事務局から資料3について説明があった。

イ 内閣官房IT総合戦略室から資料4について説明があった。

(質疑)

- ・ IT総合戦略室の制度改正に関する法律案の骨子の1つの大きなポイントとして、請求権を認めるという方向で議論されていると思うが、これはどの程度特定したらいいのか。

← 事業者、当事者間で解決する中で、裁判まで行くというケースについては、事業者が何らかの拒否をする、あるいは対応が不十分ということだと思われる。その中で請求する側が自分の個人情報を、どの程度まで特定するかということは、個別具体的に判断して考えていく。また、請求権の規定に関し、解釈ガイドラインは作ると思われる。

ウ 経済産業省から資料5について説明があった。

エ 消費者庁から資料6について説明があった。

オ 事務局から資料7について説明があった。

○自由討議

- ・ 現在進んでいる個人情報保護法の改正をめぐる議論との関係はどのようになるのか。
←個人情報保護法の改正の方向性を念頭に置きつつ、まずベネッセ事案のように速やかに対処しなければならない問題について議論いただければと思う。また、インターネット上の情報の流通や通信の秘密の保護などは、通信固有の問題でもあり、通信分野としてどのような取組を行っていくべきか、並行して議論いただければと思う。
- ・ 「第三者からの適正な情報取得の徹底」に関し、個人情報保護法や電気通信事業者のガイドラインにも盛り込まれている「偽りその他不正の手段により」の「その他不正の手段」については、ガイドラインや解説を見ても詳細には書かれていないため、その解釈を広く考えてもよいのではないか。
- ・ 個人情報等の「取得」については、本人からの直接取得に限らず、ログとして取得されたり、さらにそれが他のデータベースと紐付いてプロファイリングされたりして、本人にアクセスしてくるということも、電気通信分野の課題として留意する必要がある。
- ・ 個人情報に関してだが、例えば子どもとか、個人情報に関してあまり見識のない方による会員情報等の入力には配慮が必要である。個人情報を入力する際に気をつけるべき情報提供や教育といったところも是非ガイドラインに入れていただきたい。
- ・ 資料7の11ページの「検討事項」において、ログの保存の在り方について検討しなければならない、消費者保護の見直し、充実の観点といったいくつかの項目が書いてあるが、詳細をもう少し丁寧に説明していただきたい。
- ・ 通信履歴の保存の在り方については、履歴の種類ごとに非常に多様なものがあり、また、提供するサービスの種類等によっても相当異なるところがあるため整理が必要ではないか。
- ・ 我が国の電気通信分野における様々な規制、とりわけ通信の秘密の保障に関しては、国内の事業者と国外の事業者とで意識に差があるため、国内の事業者には、国外の事業者と比べた際に法施行、法規制への不公平感が生じているという現状がある。今回のワーキングでは、このような不公平感をいかに公正に解消することができるのかと

いう観点からの検討が必要ではないか。

- 電気通信分野における様々な規制が、新たなサービス創出の阻害要因等になっているという議論に対しては規制緩和が主張されがちだが、目先の規制緩和が大極的な観点から見た場合に、国益若しくは多くの事業者、とりわけ電気通信分野以外の事業者の利益にそぐわないということもあると考えられるため、その点にも留意した上での議論が必要ではないか。
- 電気通信事業、ICTサービスについては、国内の事業者だけではなく、国外の事業者も様々な事業を展開しているため、検討結果の国外への積極的な情報発信が重要である。
- 通信の秘密、あるいはログの保全というのを、通信ログの保全だけに限定せず、幅広く議論する方が良い論点もある。具体例として、会社の中では、メールであれ、どこのサイトにアクセスしたかであれ、非常に細かくモニタリングされているが、このような扱いについて、有線電気通信法上の通信の秘密とどういう関係になっているかといったことは、頭の体操という意味でも一度整理する方が良いのではないか。
- ガイドラインは法律の解釈指針であるため、事業者側に新たに安全管理措置を課す等の見直しを行う場合は、適正な経過措置ないし適用時期を明確化するという観点の議論も必要ではないか。
- 個人情報保護、通信の秘密の保護の観点から、事業者側に対し様々な措置を課していくことは重要だが、一方で、過度な萎縮効果を避ける観点から、ガイドラインの見直しにあたっては、ある種のセーフハーバー、即ち、事業者として新たに負担を求められることはない最低限の措置が明確になる形で見直しを行うことが必要ではないか。

以上